

令和6年第1回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和6年1月19日（金） 午前9時00分～午前9時28分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・山形地区	山 口 貴 佳
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・中野地区	櫻 庭 太 志
・六郷地区	加 藤 浩 揮		

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・黒石地区 高 木 一 弥

7 議事参与の制限委員 (1人)

12番 佐 藤 国 雄

8 付議案件

報 告 第 1 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報 告 第 2 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議 案 第 1 号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議 案 第 2 号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議 案 第 3 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議 案 第 4 号	農用地利用集積計画の決定について
協 議 事 項 第 1 号	農作業標準賃金について

9 事務局職員

事務局長

事務局長補佐

主事

主事

中 田 憲 人

工 藤 英 樹

工 藤 慎 也

福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、高木一弥推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和6年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、12番佐藤国雄委員、13番佐山秀夫委員にお願いします。書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福 澤 主 事	報告第1号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年12月受理分は、相続が11件、総面積101,410.34㎡、田が24筆50,647㎡、平畑が11筆8,763.34㎡、樹園地が7筆42,000㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
福澤主事	報告第2号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号26番は、大字大川原字蛭貝澤の畑、ほか1筆合計12,042㎡を賃貸人の都合により、令和5年12月11日に合意解約したものです。 受付番号27番は、末広の田、ほか1筆合計12,500㎡を賃貸人の都合により、令和5年12月14日に合意解約したものです。 受付番号28番は、大字下山形字下目内の田、ほか1筆合計3,253㎡を賃借人の都合により、令和5年12月20日に合意解約したものです。 次のページへ移ります。 受付番号29番は、大字上十川字柳沢の樹園地、ほか7筆合計12,429㎡を賃貸人の都合により、令和5年12月26日に合意解約したものです。 受付番号30番は、大字上十川字山元の樹園地、5,191㎡を賃貸人の都合により、令和5年12月28日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第1号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事	議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が6件、所有権移転が8件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号36番は、大字浅瀬石字松田の田、ほか2筆合計5,329㎡を10年間10aあたり10,000円で貸借するものです。 受付番号37番は、大字花巻字北村下平の樹園地、3,237㎡を5年間10aあたり9,268円、総額30,000円で貸借するものです。

	受付番号３８番は、大字中川字花岡の樹園地、９０５㎡を５年間１０ａあたり２２，０９９円、総額２０，０００円で貸借するものです。 受付番号３９番は、馬場尻北の田、５，５６０㎡を５年間１０ａあたり１０，０００円で貸借するものです。基盤法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第３条での契約期間更新となります。 受付番号４０番は大字袋字村元の田、１，６２９㎡を５年間１０ａあたり１０，０００円で貸借するものです。 受付番号４１番は大字黒石字浄光寺の田、８３８㎡を５年間１０ａあたり１１，６００円で貸借するものです。 次のページへ移ります。 (２) 所有権移転です。 受付番号５５番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、３７㎡を耕作便利のため、売買により、取得するものです。 受付番号５６番は、大字赤坂字西田の樹園地、ほか４筆合計１０，４７０㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号５７番は、大字中川字篠村の田、１，０３６㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号５８番は、大字浅瀬石字清川の畑、５５５㎡を贈与により取得するものです。 受付番号５９番は、大字下山形字下目内の田、ほか１筆合計３，２５３㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号６０番は、大字上十川字村元一番の畑、５３４㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号６１番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、４，０６４㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 次のページへ移ります。 受付番号６２番は、大字下山形字村ヨリ北道ノ上の樹園地、７６６㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、８番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回申請があった農地について、去る１月９日、工藤元伸委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (１) 賃借権設定です。 受付番号３６番は、経営規模拡大のための申請です。

		現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号３７番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号３８番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後はビニールハウスによるトマトの栽培が行われます。 受付番号３９番は、契約期間更新のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号４０番、４１番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (２) 所有権移転です。 受付番号５５番は、耕作便利のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号５６番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号５７番は、耕作便利のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号５８番は、贈与による申請です。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号５９番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号６０番は、耕作便利のための申請です。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号６１番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号６２番は、耕作便利のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった１４件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第１号は、原案のとおり決定いたします。 (櫻庭太志推進委員指定席に着く)

	それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第2号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙13ページから説明いたします。 受付番号16番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字花巻字村上、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は、2筆合計1,847㎡、太陽光発電パネル設備用地とするため、取得するものです。 農地区分は、その他の農地に該当し、令和5年7月7日付で農振農用地区域からの除外も認可済であるため、問題はないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、8番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回、5条申請があった土地について、去る1月9日、工藤元伸委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号16番は、太陽光発電パネル設備用地として、取得するための申請です。 場所は、国道102号線沿いにあり、東英小学校から北西へ約700m、譲受人の事務所からは南東約300mに位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、脱炭素化を促進する目的として、自家消費型太陽光発電を設置するために土地を選定していたところ、申請地が休耕地であり、譲受人の事業所敷地と隣接しており、利便性に適しているためとのことです。 申請地の周辺には、国道102号線を挟んだ向かい側に樹園地があるものの、申請地が周辺地域よりも高い場所に位置しており、メッシュフェンスの設置等の対策も講じることから、周辺農地に影響を及ぼすものはないと考えられます。 また、雨水は自然浸透と既存のU字溝を使用することで対応し、国道を走行する車両や周辺農地に反射光の被害が及ばないように、太陽光パネルも南向きに設置することから、問題はないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第3号につきましては、12番佐藤国雄委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限に従い、退席をお願いします。 (佐藤国雄委員退席) それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第3号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が6件、所有権移転が6件です。 別紙15ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号94番は、大字赤坂字東池田の田、4,645㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号95番は、小屋敷西の田、ほか1筆合計1,073㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号96番は、飛内北の田、ほか2筆合計4,924㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号97番から99番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号97番は、青山の田、ほか1筆合計3,050㎡を10a当たり14,000円で10年間の設定です。 受付番号98番は、末広の田、ほか2筆合計12,482㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号99番は、青山の田、ほか5筆合計9,722㎡を10a当たり14,000円で10年間の設定です。 17ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号44番は、大字浅瀬石字櫻田の田、2,746㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号45番は、大字黒石字十三森の田、101㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号46番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,896㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号47番は、大字上目内澤字下田表の田、ほか1筆合計10,582㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号４８番は、馬場尻北の田、５，８９０㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号４９番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、３，０７７㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	９５番の８３番地は、既に埋めてある場所ですよ。
工 藤 主 事	そうです。
佐山秀夫委員	それで、３，３１２㎡のうち３４０㎡を借りた目的は、また何をするのですか。
工 藤 主 事	９５番については、水稻をやる目的で申請されております。
佐山秀夫委員	８３番地は、すでに埋めてあると思いますが。
工 藤 主 事	こちらについては、資料を確認して後日説明いたします。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第３号は、原案のとおり決定いたします。 （佐藤国雄委員指定席に着く） 引き続き、協議事項に入ります。 協議事項１号「農作業標準賃金について」を協議します。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	協議事項第１号は、青森県最低賃金が改定されたため、農作業標準賃金について協議するものです。 ２０ページをご覧ください。 標準賃金にあたっては、右側の表にある近隣市町村の賃金を参考にしたほか、農業委員のみなさま及び農地所有適格法人から聞き取りしたものを参考にしております。 左側の表をご覧ください。

		昨年の標準賃金から変更した箇所のみ説明いたします。 まず、労賃について、青森県の最低賃金が、時間額 8 5 3 円から 8 9 8 円へ改定されたことにより、水田と果樹の作業全般を 6, 9 0 0 円から 7, 2 0 0 円、せん定 8, 0 0 0 円から 1 0, 0 0 0 円を 9, 7 0 0 円から 1 2, 1 0 0 円、オペレーター 1, 0 0 0 円から 1, 2 0 0 円に変更いたしました。 次に、機械作業料金ですが、燃料の高騰や近隣市町村の状況などから、耕起 5, 0 0 0 円から 5, 2 0 0 円、田植 6, 0 0 0 円から 6, 3 0 0 円、バインダー 6, 5 0 0 円から 6, 8 0 0 円、ハーベスター 6, 5 0 0 円から 6, 8 0 0 円、コンバインが運搬なしで 1 6, 5 0 0 円、ロールベアラー 4, 5 0 0 円から 4, 7 0 0 円へ変更しました。 以上です。
議	長	ただいまの協議について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、協議事項第 1 号は、協議して決定した内容のとおりといたします。 以上で、令和 6 年第 1 回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前 9 時 2 8 分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年1月19日

議 長 水立康行

議事録署名者 佐藤国雄

議事録署名者 佐山秀夫